



日田市監査委員告示第 1 号

地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査の結果を次のとおり公表する。

監査対象 : 土木課

令和6年1月10日

日田市監査委員 小ケ内 聡行
同 梅原 竜也

(注)書類は当市監査委員事務局に保管しています。

- 1 監査の対象 土木課
- 2 監査の期間 令和5年12月4日から令和6年1月9日まで
- 3 監査の場所 監査委員事務局

4 監査の着眼点

令和5年度監査等業務実施要綱第3条の規定により、令和4年度における土木課の財務に関する事務が、関係法令・条例等に基づき適正に処理されているか、前回監査の指摘事項等が改善されているかなどに着眼し、関係書類等の審査を行ったものである。

5 監査の実施内容

日田市監査委員監査基準に準拠し、令和4年度に執行された財務事務を主に、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長及び相当者からの説明聴取や質疑応答を行い、加えて帳票等の照合及び証拠書類を調査する方法により実施した。

6 監査の結果

監査の結果については概ね良好に処理されているが、一部事務処理について適正を欠く事項が見受けられたので、後述する事項について早急に検討され、その具体的結果を令和6年1月26日（金）までに改善の証拠書類等を添えて文書により報告されたい。また、口頭で指摘した事項についても検討・改善を図られたい。

なお、監査結果を参考として措置を講じたときは、その旨を報告しなければならないものであり、その内容は公表することとされているので、事務処理に遺漏のないよう対処されたい。

[指摘事項]

○土木課

①法定外公共物の占用料について

土木課では、日田市法定外公共物の管理に関する条例に基づき、里道や水路の使用について、占用許可や占用料の徴収事務を行っている。

事務の執行状況を確認したところ、里道の占用料は「日田市道路占用料徴収条例」、水路の占用料は「日田市準用河川等占用料及び採取料徴収条例」の額で算定し徴収しているが、日田市法定外公共物の管理に関する条例では、占用料の徴収方法等については「日田市道路占用料徴収条例の定めるところによる」としか定められていない。

占用料の算定の状況から、占用物件は里道と水路で状況等が異なることにより、水路は準用河川等の占用料を定める条例を準用し、算定しているものと思われるが、地方公共団体の業務は法令等に準拠すべきものであることから、必要に応じて条例の改正を行い、条例等に則った事務処理を行われたい。